

箕面市いじめ対策推進事業補助金交付要綱

令和6年箕面市訓令第14号

(趣旨)

第1条 学校におけるいじめの長期化及び深刻化の防止並びに早期解決を目的とし、現にいじめを受けている児童等及びその保護者に対する箕面市いじめ対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、箕面市補助金交付規則（昭和46年箕面市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下この条において「法」という。）第2条第1項に規定するいじめをいう。

- 2 この要綱において「学校」とは、法第2条第2項に規定する学校のうち箕面市立小学校及び中学校をいう。
- 3 この要綱において「児童等」とは、法第2条第3項に規定する児童等のうち学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この要綱において「保護者」とは、法第2条第4項に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、市長が認めるものとする。

- 一 現にいじめを受けている児童等の保護者であること。
- 二 過去に同一の児童等に係る補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- 一 補助対象者が、いじめの解決のために弁護士に委任した次に掲げる事項の着手金に相当する費用であること。ただし、損害賠償請求、訴訟手続（調停手続を含む。）並びに告訴及び告発手続（以下「損害賠償請求等」という。）に関する費用は、補助対象経費としない。
 - イ 当該いじめの中止又は学校等に対する再発防止の交渉
 - ロ 当該いじめに関する調査の申入れ
 - ハ 当該いじめの相談
- 二 受任した弁護士が補助金の申請に同意していること。
- 三 当該いじめの解決のためにやむを得ないと市長が認めること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額とする。ただし、1件につき33万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第14条の2第1項の箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 弁護士に委任したことを証する書類
- 二 補助対象経費の金額を証明する書類。ただし、未払の場合は、弁護士事務所の報酬規程の写し。
- 三 受任した弁護士の同意書（様式第1号）
- 四 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付の対象となった事案に関し、補助金の交付を受けた者が委任した弁護士により損害賠償請求等を行った場合は、市長は、損害賠償請求等に関する弁護士費用の有償無償を問わず、規則第8条又は第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、規則第17条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日（令和6年3月5日）から施行する。